

国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 平成31年 4月 1日 (至) 令和 2年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 北海長正会

(単位: 円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由	補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳							
	国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		法人本部	北広島リハビリセンター更生部	北広島リハビリセンター療護部	障がい福祉サービス事業所みなみ	障がい児通所支援事業所みなみ	障がい相談支援事業所みなみ	北広島リハビリセンター特養部四恩園	北広島デイサービスセンター四恩園
前期繰越額				657,275,425	0	68,563,352	88,558,745	98,321,668	32,955,240	6,408,786	173,277,100	14,455,743
当期積立額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額			27,263,220	0	2,773,034	5,363,289	2,859,999	1,042,389	186,419	6,298,633	758,728
	特別費用の控除項目として計上する取崩額			0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期取崩額合計				27,263,220	0	2,773,034	5,363,289	2,859,999	1,042,389	186,419	6,298,633	758,728
当期末残高				630,012,205	0	65,790,318	83,195,456	95,461,669	31,912,851	6,222,367	166,978,467	13,697,015

- (注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文9参照)。
2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。

国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 平成31年 4月 1日 (至) 令和 2年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 北海長正会

(単位: 円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由	補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳							
	国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		デイホームかたる	ホームヘルプサービスステーション四恩園	北広島複合型サービス四恩園	北広島グループホーム四恩園	北広島リハビリセンター診療部	北広島居宅介護支援事業所四恩園	北広島市みなみ高齢者支援センター	サービス付き高齢者向け住宅しおん
前期繰越額				657,275,425	23,616,142	15,217,396	18,783,804	28,022,932	0	26,645,001	3,365,444	59,084,072
当期積立額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額			27,263,220	793,978	2,345,295	673,999	1,861,836	0	659,999	176,639	1,468,983
	特別費用の控除項目として計上する取崩額			0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期取崩額合計				27,263,220	793,978	2,345,295	673,999	1,861,836	0	659,999	176,639	1,468,983
当期末残高				630,012,205	22,822,164	12,872,101	18,109,805	26,161,096	0	25,985,002	3,188,805	57,615,089

- (注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文9参照)。
2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。